

株式会社PKSHA Technology

定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社PKSHA Technologyと称し、英文では、PKSHA Technology Inc.と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. データ分析事業
2. データベース型コンテンツ提供事業
3. 各種コンサルティング事業
4. 労働者派遣事業
5. 広告代理事業
6. 投資事業
7. 前号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式の総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(議決権の代理行使)

第13条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(定時株主総会の基準日)

第14条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第15条

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらないものとする。

(任期)

第20条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠の監査等委員である取締役の予備の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第27条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第28条

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第29条

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第32条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条

当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月末日までの年１期とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３４条

当会社の期末配当の基準日は、毎月９月３０日とする。

２ 当社は、取締役会決議により、会社法第454条第５項の規定に従い、毎年３月３１日を基準日として、中間配当を行うことができる。

３ 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第３５条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第１項の規定により、2020年12月開催の第８回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める限度で免除することができる。